

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景

本町では、平成14年（2002年）3月に「那須町環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成23年（2011年）9月には「那須町環境基本条例」を制定し、良好な環境の保全及び創造に取り組み、人と自然が調和した美しい那須町を次世代に引き継ぐことを基本理念に掲げています。

その後、平成28年（2016年）3月に「第2次那須町環境基本計画」を策定し、望ましい環境像に“未来につなぐ みどり輝くまち”を掲げ、私たちの日常生活や事業活動による環境負荷をできるだけ減らし、持続的発展が可能な地域社会の形成を進めるとともに、本町の恵み豊かでかけがえのない自然環境を保全するため、各種施策を展開してきました。

令和3年（2021年）3月には、事業や環境目標の指標等の見直しを行い、「第2次那須町環境基本計画（改訂版）」（以下、「第2次計画」という。）を策定しました。

その間、平成27年（2015年）9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）を17のゴール、169のターゲットで構成し、令和12年（2030年）の国際目標としています。さらに、環境を取り巻く状況は変化し、地球温暖化に伴う気温上昇による気候変動、生物多様性の損失、海洋プラスチックをはじめとする汚染等、地球規模での喫緊の課題に直面しています。

国内では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「気候変動適応法」等の法整備や、各種計画や戦略の策定が進められています。令和6年（2024年）5月に「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」、「人類の福祉への貢献」を目的とした「第六次環境基本計画」が策定されました。

このような状況を踏まえ、環境に関する新たな考え方を取り入れ、本町の環境の現状や環境政策の課題を幅広く的確に把握し、長期的な視野にたち環境政策の方向性を提示するため、新たに「第3次那須町環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

なお、本計画には、令和4年（2022年）9月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき策定した「那須町地球温暖化防止実行計画【区域施策編】」を組み入れるとともに、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」、「生物多様性基本法」第13条に基づく「生物多様性地域戦略」を含むものとし、統括的かつ効率的な運用を図ります。

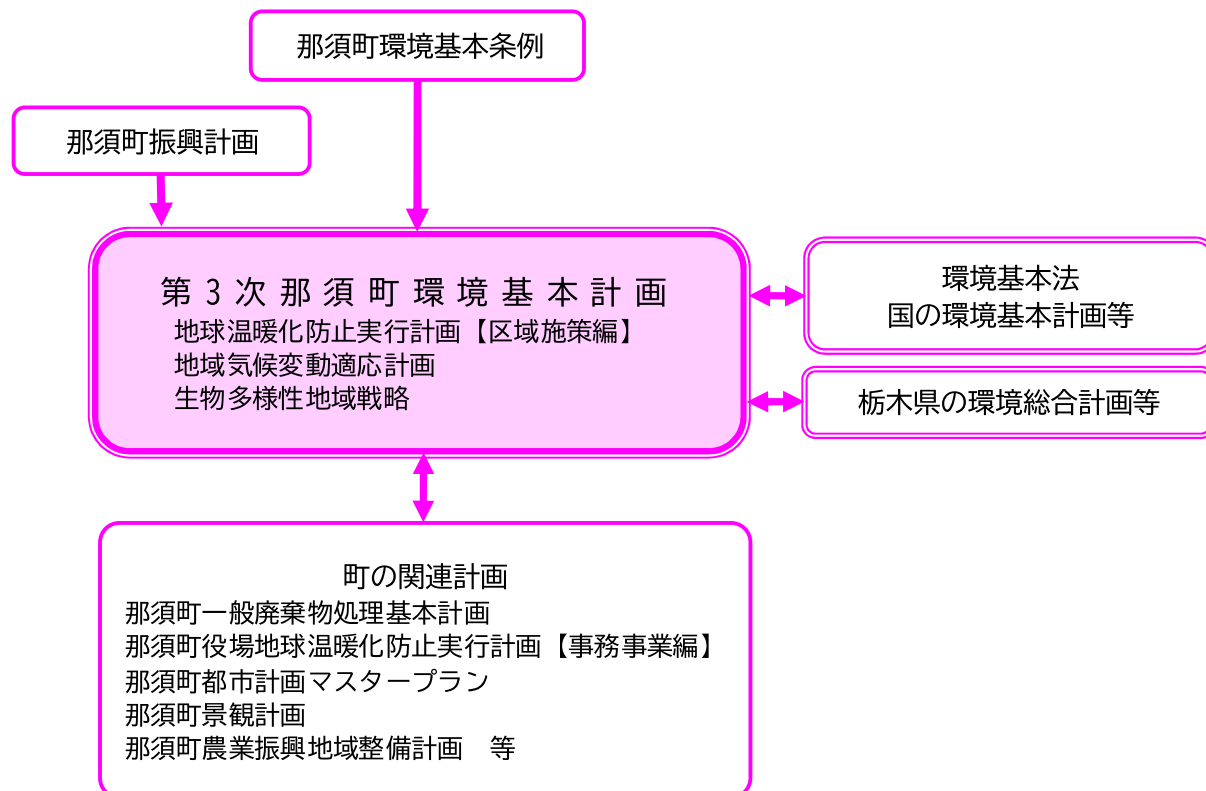


八幡のツツジ

## 2 基本的事項

### (1) 計画の位置付け

本計画は、那須町環境基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造の施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。那須町振興計画を環境面から支え、本町の環境に関して最も基本的な方針を示したものです。また、本計画は、国や栃木県の基本計画や本町の各分野計画と整合を図ります。



《 計画の位置付け 》

### (2) 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、次のとおりとし、相互の関連性を踏まえ、総合的にとらえていきます。

環境の範囲	環境項目
自然環境	森林、里地里山、水辺、生物多様性など
生活環境・循環型社会	大気、水、廃棄物の減量化・資源化、ごみの適正処理など
脱炭素社会	地球温暖化防止、気候変動など
環境学習・保全活動	環境学習、保全活動など

### (3) 計画の対象地域

計画の対象地域は、那須町全域としますが、環境の保全是近隣市町村や栃木県、国等を含めて考えなければならないことから、必要に応じて広域的な調整を図るものとします。

### (4) 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。なお、計画の中間年である令和12年度（2030年度）に計画の進捗や社会情勢の変化などを踏まえ、中間見直しを行うこととします。

### (5) 各主体の役割と連携

本計画に掲げる目標を実現していくためには、地域を構成する町民・事業者・町・滞在者（観光客・通勤者・通学者）が環境の保全に向けそれぞれの役割を分担し、相互に連携し、協力していくことが必要です。

#### 町民（団体を含む）の役割

- ◆ 日常生活での環境負荷を低減し、周辺環境に配慮します。
- ◆ 環境保全活動に積極的に参加、協力します。
- ◆ 町の環境施策に積極的に協力します。
- ◆ NPO等の民間団体は、各主体や他の団体と連携し、環境保全に協力します。

#### 事業者の役割

- ◆ 事業活動に伴う公害を防止し、自然環境の保全に努めます。
- ◆ 事業活動による環境負荷の低減に努めます。
- ◆ 環境保全活動に積極的に参加、協力します。
- ◆ 町の環境施策に積極的に協力します。

#### 町の役割

- ◆ 町内の環境に応じた総合的かつ計画的な施策を推進します。
- ◆ 率先して環境負荷を低減します。
- ◆ 環境情報を発信し、町民・事業者・滞在者と協働して環境保全活動を推進します。
- ◆ 国や栃木県、近隣自治体との連携を図り、環境保全などに関する取組を推進します。

#### 滞在者の役割

- ◆ 滞在に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ◆ 町の環境施策に積極的に協力します。

(6) 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

